

## お知らせ

## 第2回福祉の就職総合フェア

福祉職場の人事担当者と福祉職場を希望する方々との直接面談の場です。職員採用予定のある福祉施設や事業所が参加します。

期日	2月8日(水)
時間	13時30分～16時30分
会場	秋田ビューホテル4階
対象	社会福祉施設等への就職希望者

- 内容  
 1. 職員採用を予定している福祉施設等の人事担当者との個別面談  
 2. 福祉の仕事や資格に係る各種相談  
 3. 事務局職員による就職相談  
 ※申込み不要。入退室自由

問 福祉保健人材・研修センター  
 ☎ 018-864-2880

## 個人向け復興応援国債及び東日本大震災復興事業記念貨幣(仮称)を発行します

財務省は、平成24年3月から新たな個人向け国債として「復興応援国債」の募集を開始することになりました。  
 この「復興応援国債」は、東日本大震災からの復興を応援する観点から、当初の3年間は低い金利(個人向け国債の下限金利である0.05%)で復興事業に資金を

学生については、所得が少なく保険料を納めることが困難な場合、申請により在学中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」が設けられています。  
 ※手続きには年金手帳と学生証または在学証明書、印鑑を持参してください。  
 年金額をご自分で設計して増減することも可能で、掛け金は全額、「社会保険料控除」の対象となり、受け取る年金にも「公的年金等控除」があるなど、税制面でも優遇されています。

加入条件は次の三つです。  
 ①国民年金の第1号被保険者で、保険料を納めている方  
 ②秋田県内に住所のある方  
 ③20歳未満の方  
 問 秋田県国民年金基金  
 ☎ 0120-654-192

子ども手当の申請はお済みですか?  
提出期限は3月31日まで

平成23年10月の改正により、10月分からの子ども手当を引き続き受け取るためには「認定請求書」を提出しなければなりません。

提出期限：3月31日  
 提出先：福祉課こども福祉班  
 各総合窓口センター及び出張所

平成23年11月初旬に用紙をお送りしていますが、お手元にない場合でも各受付窓口に備えていますので手続きができます。

持参いただく物  
 ・印鑑 ・保険証の写し ・通帳の写し  
 ※場合によっては、上記以外の書類も必要になります

12月中に手続きがお済みの方には、2月の定期払い(2月3日)で10月～1月分を支払います。

手続きがお済みでない場合も、上記期限までに手続きすれば10月分まで遡って支払いを受けられます。(随時払いとなります)

下記の場合、その翌日から15日以内に申請を行なう必要がありますのでご注意ください。  
 ○平成23年10月1日以降に他の市町村から転出された方  
 ○平成23年10月1日以降にお子さんが生まれた方  
 問 福祉課こども福祉班 ☎ 62-6638

子ども手当の申請はお済みですか?  
提出期限は3月31日まで

平成23年10月の改正により、10月分からの子ども手当を引き続き受け取るためには「認定請求書」を提出しなければなりません。

提出期限：3月31日  
 提出先：福祉課こども福祉班  
 各総合窓口センター及び出張所

平成23年11月初旬に用紙をお送りしていますが、お手元にない場合でも各受付窓口に備えていますので手続きができます。

持参いただく物  
 ・印鑑 ・保険証の写し ・通帳の写し  
 ※場合によっては、上記以外の書類も必要になります

12月中に手続きがお済みの方には、2月の定期払い(2月3日)で10月～1月分を支払います。

手続きがお済みでない場合も、上記期限までに手続きすれば10月分まで遡って支払いを受けられます。(随時払いとなります)

下記の場合、その翌日から15日以内に申請を行なう必要がありますのでご注意ください。  
 ○平成23年10月1日以降に他の市町村から転出された方  
 ○平成23年10月1日以降にお子さんが生まれた方  
 問 福祉課こども福祉班 ☎ 62-6638

子ども手当の申請はお済みですか?  
提出期限は3月31日まで

平成23年10月の改正により、10月分からの子ども手当を引き続き受け取るためには「認定請求書」を提出しなければなりません。

提出期限：3月31日  
 提出先：福祉課こども福祉班  
 各総合窓口センター及び出張所

平成23年11月初旬に用紙をお送りしていますが、お手元にない場合でも各受付窓口に備えていますので手続きができます。

持参いただく物  
 ・印鑑 ・保険証の写し ・通帳の写し  
 ※場合によっては、上記以外の書類も必要になります

12月中に手続きがお済みの方には、2月の定期払い(2月3日)で10月～1月分を支払います。

手続きがお済みでない場合も、上記期限までに手続きすれば10月分まで遡って支払いを受けられます。(随時払いとなります)

下記の場合、その翌日から15日以内に申請を行なう必要がありますのでご注意ください。  
 ○平成23年10月1日以降に他の市町村から転出された方  
 ○平成23年10月1日以降にお子さんが生まれた方  
 問 福祉課こども福祉班 ☎ 62-6638

子ども手当の申請はお済みですか?  
提出期限は3月31日まで

平成23年10月の改正により、10月分からの子ども手当を引き続き受け取るためには「認定請求書」を提出しなければなりません。

提出期限：3月31日  
 提出先：福祉課こども福祉班  
 各総合窓口センター及び出張所

平成23年11月初旬に用紙をお送りしていますが、お手元にない場合でも各受付窓口に備えていますので手続きができます。

持参いただく物  
 ・印鑑 ・保険証の写し ・通帳の写し  
 ※場合によっては、上記以外の書類も必要になります

12月中に手続きがお済みの方には、2月の定期払い(2月3日)で10月～1月分を支払います。

手続きがお済みでない場合も、上記期限までに手続きすれば10月分まで遡って支払いを受けられます。(随時払いとなります)

下記の場合、その翌日から15日以内に申請を行なう必要がありますのでご注意ください。  
 ○平成23年10月1日以降に他の市町村から転出された方  
 ○平成23年10月1日以降にお子さんが生まれた方  
 問 福祉課こども福祉班 ☎ 62-6638

子ども手当の申請はお済みですか?  
提出期限は3月31日まで

平成23年10月の改正により、10月分からの子ども手当を引き続き受け取るためには「認定請求書」を提出しなければなりません。

提出期限：3月31日  
 提出先：福祉課こども福祉班  
 各総合窓口センター及び出張所

平成23年11月初旬に用紙をお送りしていますが、お手元にない場合でも各受付窓口に備えていますので手続きができます。

持参いただく物  
 ・印鑑 ・保険証の写し ・通帳の写し  
 ※場合によっては、上記以外の書類も必要になります

12月中に手続きがお済みの方には、2月の定期払い(2月3日)で10月～1月分を支払います。

手続きがお済みでない場合も、上記期限までに手続きすれば10月分まで遡って支払いを受けられます。(随時払いとなります)

下記の場合、その翌日から15日以内に申請を行なう必要がありますのでご注意ください。  
 ○平成23年10月1日以降に他の市町村から転出された方  
 ○平成23年10月1日以降にお子さんが生まれた方  
 問 福祉課こども福祉班 ☎ 62-6638

子ども手当の申請はお済みですか?  
提出期限は3月31日まで

平成23年10月の改正により、10月分からの子ども手当を引き続き受け取るためには「認定請求書」を提出しなければなりません。

提出期限：3月31日  
 提出先：福祉課こども福祉班  
 各総合窓口センター及び出張所

平成23年11月初旬に用紙をお送りしていますが、お手元にない場合でも各受付窓口に備えていますので手続きができます。

持参いただく物  
 ・印鑑 ・保険証の写し ・通帳の写し  
 ※場合によっては、上記以外の書類も必要になります

12月中に手続きがお済みの方には、2月の定期払い(2月3日)で10月～1月分を支払います。

手続きがお済みでない場合も、上記期限までに手続きすれば10月分まで遡って支払いを受けられます。(随時払いとなります)

下記の場合、その翌日から15日以内に申請を行なう必要がありますのでご注意ください。  
 ○平成23年10月1日以降に他の市町村から転出された方  
 ○平成23年10月1日以降にお子さんが生まれた方  
 問 福祉課こども福祉班 ☎ 62-6638

子ども手当の申請はお済みですか?  
提出期限は3月31日まで

平成23年10月の改正により、10月分からの子ども手当を引き続き受け取るためには「認定請求書」を提出しなければなりません。

提出期限：3月31日  
 提出先：福祉課こども福祉班  
 各総合窓口センター及び出張所

平成23年11月初旬に用紙をお送りしていますが、お手元にない場合でも各受付窓口に備えていますので手続きができます。

持参いただく物  
 ・印鑑 ・保険証の写し ・通帳の写し  
 ※場合によっては、上記以外の書類も必要になります

12月中に手続きがお済みの方には、2月の定期払い(2月3日)で10月～1月分を支払います。

手続きがお済みでない場合も、上記期限までに手続きすれば10月分まで遡って支払いを受けられます。(随時払いとなります)

下記の場合、その翌日から15日以内に申請を行なう必要がありますのでご注意ください。  
 ○平成23年10月1日以降に他の市町村から転出された方  
 ○平成23年10月1日以降にお子さんが生まれた方  
 問 福祉課こども福祉班 ☎ 62-6638

子ども手当の申請はお済みですか?  
提出期限は3月31日まで

平成23年10月の改正により、10月分からの子ども手当を引き続き受け取るためには「認定請求書」を提出しなければなりません。

提出期限：3月31日  
 提出先：福祉課こども福祉班  
 各総合窓口センター及び出張所

平成23年11月初旬に用紙をお送りしていますが、お手元にない場合でも各受付窓口に備えていますので手続きができます。

持参いただく物  
 ・印鑑 ・保険証の写し ・通帳の写し  
 ※場合によっては、上記以外の書類も必要になります

12月中に手続きがお済みの方には、2月の定期払い(2月3日)で10月～1月分を支払います。

手続きがお済みでない場合も、上記期限までに手続きすれば10月分まで遡って支払いを受けられます。(随時払いとなります)

下記の場合、その翌日から15日以内に申請を行なう必要がありますのでご注意ください。  
 ○平成23年10月1日以降に他の市町村から転出された方  
 ○平成23年10月1日以降にお子さんが生まれた方  
 問 福祉課こども福祉班 ☎ 62-6638

子ども手当の申請はお済みですか?  
提出期限は3月31日まで

平成23年10月の改正により、10月分からの子ども手当を引き続き受け取るためには「認定請求書」を提出しなければなりません。

提出期限：3月31日  
 提出先：福祉課こども福祉班  
 各総合窓口センター及び出張所

平成23年11月初旬に用紙をお送りしていますが、お手元にない場合でも各受付窓口に備えていますので手続きができます。

持参いただく物  
 ・印鑑 ・保険証の写し ・通帳の写し  
 ※場合によっては、上記以外の書類も必要になります

12月中に手続きがお済みの方には、2月の定期払い(2月3日)で10月～1月分を支払います。

手続きがお済みでない場合も、上記期限までに手続きすれば10月分まで遡って支払いを受けられます。(随時払いとなります)

下記の場合、その翌日から15日以内に申請を行なう必要がありますのでご注意ください。  
 ○平成23年10月1日以降に他の市町村から転出された方  
 ○平成23年10月1日以降にお子さんが生まれた方  
 問 福祉課こども福祉班 ☎ 62-6638

子ども手当の申請はお済みですか?  
提出期限は3月31日まで

平成23年10月の改正により、10月分からの子ども手当を引き続き受け取るためには「認定請求書」を提出しなければなりません。

提出期限：3月31日  
 提出先：福祉課こども福祉班  
 各総合窓口センター及び出張所

平成23年11月初旬に用紙をお送りしていますが、お手元にない場合でも各受付窓口に備えていますので手続きができます。

持参いただく物  
 ・印鑑 ・保険証の写し ・通帳の写し  
 ※場合によっては、上記以外の書類も必要になります

12月中に手続きがお済みの方には、2月の定期払い(2月3日)で10月～1月分を支払います。

手続きがお済みでない場合も、上記期限までに手続きすれば10月分まで遡って支払いを受けられます。(随時払いとなります)

下記の場合、その翌日から15日以内に申請を行なう必要がありますのでご注意ください。  
 ○平成23年10月1日以降に他の市町村から転出された方  
 ○平成23年10月1日以降にお子さんが生まれた方  
 問 福祉課こども福祉班 ☎ 62-6638

子ども手当の申請はお済みですか?  
提出期限は3月31日まで

平成23年10月の改正により、10月分からの子ども手当を引き続き受け取るためには「認定請求書」を提出しなければなりません。

提出期限：3月31日  
 提出先：福祉課こども福祉班  
 各総合窓口センター及び出張所

平成23年11月初旬に用紙をお送りしていますが、お手元にない場合でも各受付窓口に備えていますので手続きができます。

持参いただく物  
 ・印鑑 ・保険証の写し ・通帳の写し  
 ※場合によっては、上記以外の書類も必要になります

12月中に手続きがお済みの方には、2月の定期払い(2月3日)で10月～1月分を支払います。

手続きがお済みでない場合も、上記期限までに手続きすれば10月分まで遡って